

別表第二（第七条、第四十三条関係）

事業の区分	第一種事業又は第二種事業に係る免許等
一 条例第二条第二項第一号に掲げる事業	<p>1 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十七条第一項の免許又は第六十六条第一項の認可</p> <p>2 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更</p> <p>3 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項若しくは第六項若しくは第十条第一項若しくは第四項の許可又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の受理</p> <p>4 都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認</p> <p>5 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>6 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可</p> <p>7 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>8 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>9 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可</p>
二 条例第二条第二項第二号に掲げる事業	<p>1 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の基本計画の作成</p> <p>2 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定による認可</p> <p>3 河川法第二十条の承認、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の許可、第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。）の認可又は第七十九条第二項（同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。）若しくは第九十五条の規定による協議</p> <p>4 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第一項の規定による</p>

	<p>届出の受理、同条第二項の許可、第六条第一項の規定による届出の受理又は同条第二項の許可</p> <p>5 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可</p> <p>6 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>7 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可</p> <p>8 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>9 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>10 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
三 条例第二条第二項第三号に掲げる事業	<p>1 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可</p> <p>2 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の認可</p> <p>3 自然公園法第十六条第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>4 県立自然公園条例第七条の二第一項の規定による執行、同条第二項の規定による協議、同条第三項の認可又は第十条第三項の許可</p> <p>5 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理又は同条第五項の通知の受理</p> <p>6 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第七十四号）第七条の許可</p>

四 条例第二条第二項第四号に掲げる事業	<p>1 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可又は第四十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は第三十三条第一項の規定による届出の受理</p> <p>3 県立自然公園条例第十条第三項の許可</p> <p>4 自然環境保全条例第十八条第一項の許可、同条第四項の同意、第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知の受理、第二十六条第一項の規定による届出の受理、同条第五項の通知の受理又は第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>5 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>9 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）</p> <p>10 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可</p>
五 条例第二条第二項第五号に掲げる事業	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の受理又は第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可</p> <p>2 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>3 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>4 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>
六 条例第二条第二項第六号に掲げる事業	<p>1 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は第四十二条第一項の承認</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p>

七 条例第二条第二項第七号に掲げる事業	<p>1 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可</p> <p>2 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>3 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>4 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可</p>
八 条例第二条第二項第八号に掲げる事業	<p>1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可</p>
九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業	<p>1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可</p>
十 条例第二条第二項第十号に掲げる事業	<p>1 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 都市計画法第二十九条の許可</p> <p>3 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除</p> <p>4 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可</p> <p>6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項の実施計画の策定</p> <p>7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可</p>

十一 条 例 第二 条 第二 項 第十 一 号 に 掲 げ る 事 業	第三条第一 号に掲げる 事業	1 採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の認可 2 砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の認可 3 河川法第五十五条第一項の許可 4 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 5 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 6 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三 項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可
	第三条第二 号に掲げる 事業	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許 可、第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の受理又は第十五条第一 項若しくは第十五条の二の六第一項の許可 2 土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五 十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可 3 自然環境保全条例第二十八条第一項の規定による届出の受理 4 都市計画法第二十九条の許可 5 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策 定 6 森林法第十条の二第一項の許可又は第二十六条第一項若しくは第二項若しく は第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林の指定の解除 7 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第 三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可 9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可

備考 都市計画に定めようとする対象事業の場合にあっては、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定又は変更を加える。